

令和3年度事業計画

当機構は、昭和25年以来、地方公共団体の経営する住宅について、火災及び自然災害からの速やかな復旧復興を図るため、地方公共団体相互の救済事業を実施するとともに、会員の防火防災事業を支援してきた。令和3年度においては、引き続き、「会員間の交流促進」と「会員に対する有用な情報提供の強化」を通じ、当機構に対する信頼を一層高めることとし、次の計画及び当年度収支予算に基づき、事業を着実に実施する。

1 住宅火災共済事業

(1) 火災共済委託契約

- ・火災共済掛金収入を11億6,000万円と見込む。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意しつつ、業務連絡会議の開催、役職員による都道府県及び市町村への訪問、都道府県主催の管理担当者会議等への職員の派遣を行う。
- ・さらに、「共済拡大推進室」を設置し、付保率向上、未加入住宅等の加入促進及び新規の市町村会員の確保を図ることとし、付保率65%未満の解消、契約戸数91万戸及び会員数700を目指す。

(2) 火災共済給付金

- ・支払額を火災共済給付金4億3,200万円、特定給付金3,000万円と見込む。
- ・大規模火災の発生が増加していることから、会員の協力のもと現地調査等にて被災状況等を確認し、被害が大規模となった原因等について調査分析を行う。

2 復興建築助成事業

支払額を6,600万円と見込む。

3 住宅災害見舞金事業

- 支払額を1億5,500万円と見込む。
- 住宅災害見舞金事業については、住宅災害復旧に係る国庫補助の実態調査を実施し、国庫補助の活用と相まって被災住宅の復興が円滑に進むよう制度改正の検討を行う。

4 事業経費の推計

令和3年度収支予算のもととなる事業経費の推計は次表のとおりである。

表 令和3年度発生災に対する事業経費の推計 (単位：百万円)

区 分	当年度発生災 支出額 (A)	支払備金 当期積立額 (B)	当年度発生災に 対する経費 (A+B)
火災共済給付金 (特定給付金含む)	47 【40】	337 【345】	384 【385】
復興建築助成金	7 【6】	65 【64】	72 【70】
住宅災害見舞金	56 【55】	94 【95】	150 【150】
合 計	110 【101】	496 【504】	606 【605】

(注) 括弧内は令和2年度発生災に対する事業経費 (予算ベース)

5 住宅防火補助事業

- ・事業名を「住宅防火施設整備補助事業」から「住宅防火補助事業」に改める。
- ・会員による先進的な防火の取組を本格的に支援するため、これを補助事業の主要な柱に位置づける。
- ・従来の防火設備に対する補助事業については、申請手続の簡素化を図るとともに、会員サービスの低下とならないよう配慮しつつ合理化する。
- ・支払額を1億500万円とする。

6 共済事業に係る発生経費の月次把握

年度途中における経営状況を把握・分析して、翌年度の予算編成や施策の見直しの検討を行うため、支払備金管理システムにより、当年度発生災支払額、仮支払備金繰入額の増減及び既発生未報告支払備金の処理状況を月次に把握し、中間決算及び決算見直しを行う。

7. 異常危険準備金の繰入額の倍増

大規模な火災や自然災害の発生が増加傾向にあり、将来の火災共済給付金等の支払いを確実にするため、平成30年度及び令和元年度に大きく取崩した異常危険準備金の早期回復を目指し、繰入額を掛金収入の5%から10%に引き上げる。

8 調査研究事業

再調達価額算定のため、標準単価設定に係る調査を行う。

9 業務処理システムの的確な運用

機構基幹システム、オンライン申請システム等について、より一層の安全性、利便性確保に努めるとともに、併せて、会員の協力を得て、オンライン申請の利用促進を図る。

10 コミュニケーションの強化に向けた取組

- ・会員間交流の促進のため、知事、市町村長をはじめとする多くの会員の参加を得て、70周年記念フォーラムを11月10日に開催する。
- ・70年史の刊行、ホームページでの情報発信、機関誌などの広報強化により、会員向け情報提供の充実を図る。

11 防火思想の普及事業

令和3年度の防火防災セミナーは、70周年記念フォーラムを活用するとともに、防火思想の普及事業については、防火防災セミナーの開催方法等を含め住宅の防火・防災に関してより効果的な情報提供ができるよう検討する。

12 その他共済関連事業

- ・機関誌「全住済業務季報」を4回（うち2回は電子版）発行し、会員に有用な情報提供等を行う。
- ・リーフレット「火災共済事業のご案内(令和3年度版)」を作成する。

13 資産運用

近年、低金利の状況が続く中で、4,400万円以上の運用益を確保するため、地方債や事業債による運用に加え、財産管理規程に従い、理事会の厳格な監督下で引き続き私募リートによる適切な運用を行う。

1 4 建物管理事業

賃貸物件については、契約形態を定期借家契約に改め安定収益の確保を図りつつ、法令等に基づき、その収益の50%を公益目的事業実施の財源に充てる。

1 5 危機管理対応

新型コロナウイルス感染の拡大等の危機への対応のため、令和3年4月からテレワークを引き続き本格実施する。また、業務のデジタル化の実施方法及び職員の働き方改革を検討しつつ一層推進する。